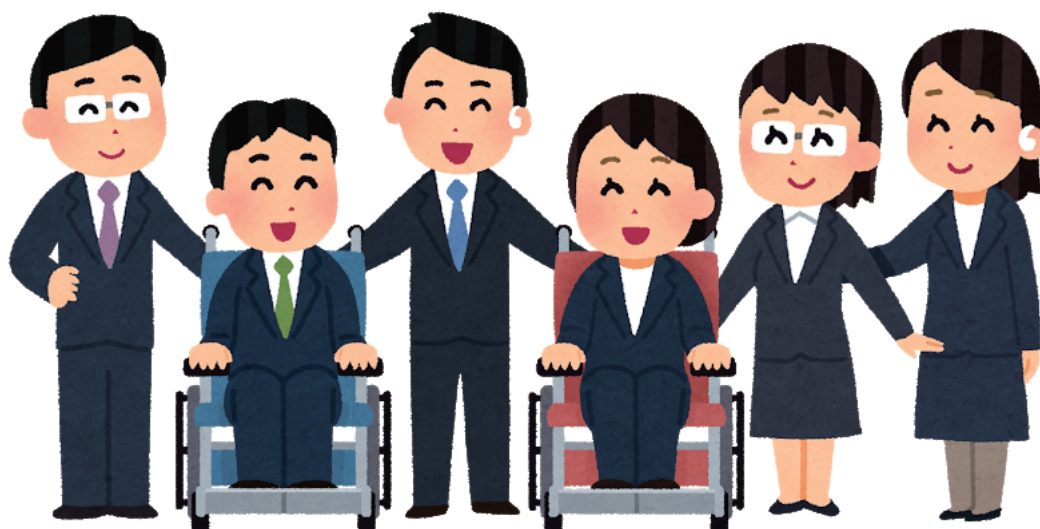


# 令和2年10月から 就労移行支援事業が始まります。



当センターでは、頸髄損傷等による四肢麻痺の方を対象に、自立した日常生活または社会生活を営むことを主目的とした自立訓練（機能訓練）事業を行ってきました。

令和2年10月からは、日常生活に介助を必要としながらも就労（在宅就労を含む）を目指す意欲のある重度の身体障害者に対して、新たに就労移行支援サービスを提供します。

具体的には、パソコン技能を活用して頸髄損傷者の就労（在宅就労を含む）支援に取り組めます。

※当センターは自立訓練（機能訓練）と就労移行支援の多機能型事業所となります。

## ●他の就労移行支援事業所との違いは？

### 1 日常的に介護が必要な方でも就労を目指せます！

当センターは、従来より医師・看護師・介護福祉士等による医療・介護等の支援体制を完備していますので、頸髄損傷等による重度の肢体不自由があっても、安心して宿舍生活を送りながら訓練に励むことができます。

### 2 機能や体力を維持しながら訓練を進めます！

実際に就労するためには、体力の維持や健康管理は大事な要素です。当センターでは、理学療法士・作業療法士らによる機能維持訓練も提供することで、働くための身体機能の維持に努めます。

### 3 多機能型事業所として、幅広いニーズに対応します！

就労を目指したいが、日常生活に必要な動作ができない……という場合には、まずは自立度を向上させるための自立訓練（機能訓練）を受け、その後就労移行支援へ移行するといった、多機能型事業所だからこそできる支援も可能です。

## ●就労移行支援事業の主な流れ（概要）



## ●就労移行支援の対象となる方や訓練期間について

対象となるのは、頸髄損傷等による四肢麻痺があり、パソコンを活用して就労（在宅就労を含む）を目指す方です。ご自身が対象となるかなど、ご不明な点はお気軽に下記までお問い合わせください。

また、訓練期間は概ね1年間程度を想定していますが、対象となる方の障害状況等によって最長2年間まで支援が可能です。

## ●お申し込み方法や利用料について

お申し込みから利用開始までには、所定の手順・手続きがあります。詳細は下記までお問い合わせください。また、利用には厚生労働大臣の定める基準より、所得に応じて市区町村長が決定した利用料および光熱費・食費等の実費負担が必要となります。

お問合せ（随時見学を受け付けています。お気軽にお問い合わせください。）

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局 別府重度障害者センター 支援課 利用相談担当

電話：0977-21-0182 FAX：0977-21-2794

メール：soudan-beppu@mhlw.go.jp